

第357回兵庫県議会提出議案審査参考資料

【企業庁関係付託議案】

(頁)

(令和3年度関係)

第186号議案	令和3年度兵庫県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)	3
第187号議案	令和3年度兵庫県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	3
第188号議案	令和3年度兵庫県水源開発事業会計補正予算(第1号)	3
第189号議案	令和3年度兵庫県地域整備事業会計補正予算(第1号)	3
第190号議案	令和3年度兵庫県企業資産運用事業会計補正予算(第1号)	3
第191号議案	令和3年度兵庫県地域創生整備事業会計補正予算(第1号)	3
第205号議案	和解及び損害賠償額の決定中 関係部分	4

(令和4年度関係)

第28号議案	兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例中 関係部分	5
--------	----------------------------	---

企 業 庁

(令和3年度関係) 第186号~第191号議案

企業庁 令和3年度 2月補正予算の概要

(単位:千円)

会計	予算区分	令和3年度 現計予算額	令和3年度 補正後予算額	補正額	主な増減	
水道用水供給事業	収益的収支	収入	15,615,965	15,746,123	130,158	① 営業外収益の増(受取利息等) +135,314
		支出	13,577,175	13,675,454	98,279	① 特別損失(電気料金請求訴訟和解金) +51,672
		差引	2,038,790	2,070,669	31,879	
	資本的収支	収入	5,073,412	8,307,874	3,234,462	① 長期運用満期に伴う出資金返還金の増 +3,700,000
		支出	9,947,652	11,910,293	1,962,641	① 長期運用開始に伴う出資金の増 +2,000,000
		差引	△4,874,240	△3,602,419	1,271,821	
工業用水道事業	収益的収支	収入	4,094,029	4,133,695	39,666	① 給水収益の増(1日平均給水量:+1,781m ³) +11,450
		支出	3,274,426	3,295,329	20,903	① 特別損失(電気料金請求訴訟和解金) +10,734
		差引	819,603	838,366	18,763	
	資本的収支	収入	127,770	1,000,020	872,250	① 長期運用満期に伴う出資金返還金の増 +1,000,000
		支出	2,121,481	2,773,866	652,385	① 長期運用開始に伴う出資金の増 +1,000,000
		差引	△1,993,711	△1,773,846	219,865	
水源開発事業	資本的収支	収入	79,408	79,884	476	① 一般会計補助金 +476
		支出	79,408	79,884	476	① ダム管理負担金(保守管理経費の増) +476
		差引	0	0	0	
地域整備事業	収益的収支	収入	1,649,312	3,709,728	2,060,416	① 土地分譲見込みの増(3ha → 13ha) +1,663,157 ② 特別利益(企業債一般会計引受による収益) +420,800
		支出	1,580,922	4,027,068	2,446,146	① 分譲増に連動した土地売却原価の増 +1,541,110 ② 売却地の地価下落影響分 +391,884 ③ 特別損失(長期貸付金一般会計との貸借精算) +420,800
		差引	68,390	△317,340	△385,730	
	資本的収支	収入	647,833	1,625,280	977,447	① 地域創生会計からの貸付金償還金 +265,897 ② 固定資産売却代金(淡路市サステイナブル用地) +685,260
		支出	3,005,314	2,103,392	△901,922	① 地域整備費の実績減 △481,122
		差引	△2,357,481	△478,112	1,879,369	
企業資産運用事業	収益的収支	収入	1,353,675	1,388,964	35,289	① メガソーラー売電収入の実績増 +29,461
		支出	1,246,414	1,244,150	△2,264	
		差引	107,261	144,814	37,553	
	資本的収支	収入	205,322	508,975	303,653	① 地域創生会計へ有償移管(サノルビール) +238,663
		支出	50,400	50,400	0	
		差引	154,922	458,575	303,653	
地域創生整備事業	収益的収支	収入	4,676,886	4,273,711	△403,175	① 土地分譲見込みの減(16ha → 12ha) △1,024,443 ② 特別利益(過年度分の土地売却原価の精算) +620,799
		支出	4,342,088	2,452,451	△1,889,637	① 分譲減に連動した土地売却原価の減等 △1,877,747
		差引	334,798	1,821,260	1,486,462	
	資本的収支	収入	398,849	418,806	19,957	
		支出	915,399	1,231,031	315,632	① ひょうご小野産業団地整備事業の実績減 △188,928 ② 地域整備事業会計への借入金償還金 +265,897
		差引	△516,550	△812,225	△295,675	
合計	収益的収支	収入	27,389,867	29,252,221	1,862,354	【収益的収支】 (1) 5会計(水源以外)のうち、地域会計のみ赤字見込 (2) 5会計合計の黒字額は約45億円の見込
		支出	24,021,025	24,694,452	673,427	
		差引	3,368,842	4,557,769	1,188,927	
	資本的収支	収入	6,532,594	11,940,839	5,408,245	資本的収支の不足額は、損益勘定留保資金等で補填
		支出	16,119,654	18,148,866	2,029,212	
		差引	△9,587,060	△6,208,027	3,379,033	

第 205 号議案

和解及び損害賠償額の決定

電気料金請求控訴事件（大阪高裁令和 2 年(ネ)第1067号）について、大阪高等裁判所から提示された和解条項案を受諾し、損害賠償の額を定めようとする。

1 事件の概要

相手方は本県との間で、平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間、兵庫県本庁舎ほか14庁舎、兵庫県企業庁姫路利水事務所揖保川工業用水道管理所ほか 7 施設及び兵庫県警察本部科学捜査支援センター庁舎ほか51庁舎を対象とする電気需給契約を締結した。

平成29年 8 月 1 日に関西電力株式会社が電力量料金単価の値下げ及び電気供給条件の変更（燃料費調整単価の値上げ）を行ったことを受け、相手方は改定後の電気供給条件を適用し、燃料費調整額のみ値上げし、平成29年 8 月分から値上げした電力料金を請求した。

しかし、電力量料金を変更しないまま燃料費調整額のみ値上げするのは電気料金算定の趣旨から不合理であることから、本県は、改定前の電気供給条件により燃料費調整額を算出した電気料金のみ支払ったところ、相手方は、本県が電気料金の一部を支払っていないとして、本県に対し、1 億2,490万5,246円及びその利息の支払いを求める訴えを提起した（神戸地裁平成30年（ワ）920号）。

同訴訟について、令和 2 年 3 月24日に判決の言い渡しがあり、本県の全面敗訴であったことから、本県は、この判決を不服として控訴した（大阪高裁令和 2 年(ネ)第1067号）。

令和 4 年 1 月21日、大阪高等裁判所から和解条項案が送付されたため、本県はこれを受諾し、損害賠償の額を定めようとする。

2 相手方

東京都中央区銀座 7 丁目12番14号 大栄会館 5 階 富永浩明法律事務所
更生会社株式会社 F-Power 管財人 富永浩明

3 和解条項案の内容

- (1) 兵庫県（以下「控訴人」という。）は、相手方（以下「被控訴人」という。）に対し、本件解決金として、9,000万円（内訳：知事11,229,554円、公営企業管理者62,405,572円、警察本部長16,364,874円）の支払義務があることを認める。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、令和 4 年 3 月31日限り、前項の金員を、被控訴人指定の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、控訴人の負担とする。
- (3) 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- (4) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、第 1、2 審とも、各自の負担とする。

(令和4年度関係)

第28号議案

兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（建設関係）

短時間勤務の職に再任用される職員（以下「短時間勤務再任用職員」という。）の数の上限を改めるため、この条例を制定しようとする。

1 制定の概要

企業庁職員定数条例の一部改正

企業庁に勤務する短時間勤務再任用職員の数の上限を15人（現行10人）に改める（附則第3項関係）。

2 施行期日

令和4年4月1日

第357回兵庫県議会提出議案審査参考資料

(令和 3 年度関係)

第 1 7 1 号議案	令和 3 年度兵庫県一般会計補正予算（第 9 号）中	3
	第 1 表 歳出関係部分	
第 1 7 2 号議案	令和 3 年度兵庫県県有環境林等特別会計補正予算（第 1 号）中 関係部分	
第 1 7 3 号議案	令和 3 年度兵庫県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	
第 1 7 4 号議案	令和 3 年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）中 関係部分	
第 1 7 5 号議案	令和 3 年度兵庫県営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）	
第 1 7 6 号議案	令和 3 年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計補正予算（第 2 号）中 関係部分	
第 1 8 2 号議案	令和 3 年度兵庫県基金管理特別会計補正予算（第 1 号）中 関係部分	
第 1 9 2 号議案	令和 3 年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）	
第 1 9 8 号議案	阪神高速道路株式会社が行う兵庫県道高速大阪池田線等の事業の変更に ついての同意	5
第 2 0 1 号議案	まちづくり基本方針の改定	6
第 2 0 2 号議案	兵庫県住生活基本計画の改定	12
第 2 0 7 号議案	兵庫県立総合衛生学院建築工事請負契約の締結	16
第 2 0 8 号議案	兵庫県立阪神北地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外建築工事請負契約の締結	17
第 2 0 9 号議案	兵庫県立総合衛生学院電気設備工事請負契約の締結	18
第 2 1 0 号議案	兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事請負契約の締結	19
第 2 1 1 号議案	主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道 175 号 A B - 1 ランプ橋上部 工事請負契約の締結	20
第 2 1 2 号議案	主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道 175 号 D ランプ橋上部工事請負 契約の締結	21
第 2 1 3 号議案	主要地方道加古川小野線東播磨道北工区室山高架橋上部工事請負契約の締結	22
第 2 1 4 号議案	主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第 2 高架橋上部工事請負契約の締結	23
第 2 1 5 号議案	一般国道 178 号浜坂道路Ⅱ期新釜屋トンネル（仮称）建設工事請負契約の締結	24
第 2 1 6 号議案	県営尼崎西川住宅第 2 期建築工事請負契約の締結	25
第 2 1 7 号議案	県営明石大久保南住宅第 2 期建築工事請負契約の締結	26

(令和 4 年度関係)

第 2 4 号議案	使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例中関係部分	28
第 3 8 号議案	知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	30
第 3 9 号議案	景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例	32
第 4 0 号議案	空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例	37
第 4 1 号議案	兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	45
第 4 2 号議案	建築基準条例の一部を改正する条例	46
第 4 3 号議案	都市計画法施行条例の一部を改正する条例	47
第 4 7 号議案	流域下水道事業についての市町負担額の決定	50
第 5 5 号議案	公の施設の指定管理者の指定（津名港志筑来訪船舶棧橋）	51
第 5 6 号議案	公の施設の指定管理者の指定（相生港那波旅客来訪船舶棧橋）	
第 5 7 号議案	公の施設の指定管理者の指定（東播磨港小型船舶係留施設）	

令和3年度2月補正予算概要

令和3年度2月補正予算について [県土整備部]

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	既定予算額 A	今回補正額 B	合計 A+B	
一 般 会 計	194,156,438	△ 11,475,123	182,681,315	
特 別 会 計	県 有 環 境 林 等	52,193	△ 1,026	51,167
	港 湾 整 備 事 業	4,742,905	△ 62,038	4,680,867
	公共事業用地先行取得事業	32,557	7,914,125	7,946,682
	県 営 住 宅 事 業	29,498,492	△ 203,763	29,294,729
	勤労者総合福祉施設整備事業	173,936	15,886	189,822
	基 金 管 理	325,161	15,457,448	15,782,609
計	34,825,244	23,120,632	57,945,876	
流 域 下 水 道 事 業 会 計	49,473,052	△ 1,042,586	48,430,466	
合 計	278,454,734	10,602,923	289,057,657	

2 補正予算の主なもの

(単位：千円)

事業名	今回補正額	内容
① 公共事業費	△ 4,059,553	当初予算分に係る国庫補助認証減※ (81,854,000 → 77,794,447)
うち道路の除雪対策	288,500	県北部を中心とする豪雪による降雪実績等を踏まえ、 道路の除雪対策を追加で実施 (300,000 → 588,500)
② 国直轄事業負担金	△ 44,534	当初予算分に係る国庫補助認証減※ (10,315,000 → 10,270,466) 〔 ※①、②について、国庫補助認証の増にかかる工種は 9月補正予算で増額補正済 〕
③ 県単土木事業費	100,000	県北部を中心とする豪雪による降雪実績等を踏まえ、 道路の除雪対策を追加で実施 (24,728,500 → 24,828,500)
④ 災害復旧事業費	△ 5,916,517	災害復旧に係る所要額の減 ・ 公共土木施設 : △5,943,967 (6,027,527 → 83,560) ・ 県単土木施設 : 27,450 (0 → 27,450)
⑤ 〔 港湾整備事業 特別会計 公債費特別会計へ 繰出 〕	△ 34,953	港湾施設使用料の減に伴う公債費特別会計への繰出し減 (1,785,020 → 1,750,067)
⑥ 〔 公共事業用地先行 取得事業特別会計 公債費特別会計へ 繰出 〕	7,914,125	小野市場事業用地の県有環境林特別会計への 有償移管等による増 (32,557 → 7,946,682)
⑦ 〔 県営住宅事業 特別会計 県営住宅団地 環境改善事業費 〕	△ 434,555	県営住宅高層住宅耐震等改修にかかる事業費の減等 (3,202,995 → 2,768,440)
⑧ 〔 基金管理特別会計 〕 兵庫県土地開発公社 受託金返還金	10,000,000	兵庫県土地開発公社からの受託金の返還による増 (0 → 10,000,000)
⑨ 〔 基金管理特別会計 〕 兵庫県住宅供給公社 受託金返還金	5,500,000	兵庫県住宅供給公社からの受託金の返還による増 (0 → 5,500,000)

令和3年度 事件決議

令和3年度関係

第198号議案 阪神高速道路株式会社が行う兵庫県道高速大阪池田線等の事業の変更についての同意

阪神高速道路において、「E T C専用化」及び「特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整」を行うにあたり、阪神高速道路株式会社から事業変更の同意申請があったことについて同意しようとする。

1 事業変更の概要

阪神高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条の規定により国土交通大臣の許可を受けた事項のうち、料金の額及びその徴収期間を次のとおり変更する。

(1) E T C専用化

E T Cの活用による現金收受時の新型コロナウイルス感染症等の感染リスクの軽減や料金所渋滞の解消等を目的としたE T C専用化に向けて、次のとおり変更する

項目	現行	変更後
誤進入車の設定	—	E T C車以外の自動車であって、E T C専用施設のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車 ※E T C専用のため、E T C車以外の自動車は基本的に通行不可だが、誤って進入した場合の対応を設定
誤進入車料金の額	—	現金車料金と同額
E T C専用出入口等への変更手続き	—	E T C専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。
乗継券による乗継の期限	—	乗継券の提出による乗継は、乗継出入口等をE T C専用施設のみが設置された出入口等に変更するときまでとする。

(2) 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整

老朽化に伴う大規模な更新事業など通行止めや車線規制を行う工事の際に、高速道路の迂回利用を促し、一般道への影響を軽減するために「料金調整」条項を追加する。

項目	現行	変更後
料金調整手続き	—	特定更新等工事による通行止等の際に、代替高速道路を利用した場合及び途中流出・再流入した場合の料金調整をするときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

第201号議案 まちづくり基本方針の改定

ひょうごビジョン2050や社会状況の変化を踏まえ、まちづくり基本条例（平成11年兵庫県条例第29号）第10条第1項の規定に基づく、まちづくり施策を総合的に講ずるための基本方針を次のとおり改定する。

I 基本的事項

1 基本方針の位置付け

- ・ ひょうごビジョン2050を踏まえた、まちづくり分野における基本的な方針
- ・ まちづくり施策を総合的に講ずるための県の基本的な行政方針
- ・ 市町のまちづくりに関する方針又は計画の策定指針

2 展望年次等

- ・ 2050年を展望し、めざす将来像を提示
- ・ 今後概ね10年間のまちづくり分野の取組の方向性を明確化

3 地域、テーマ、各主体の役割等

(1) 地域の設定

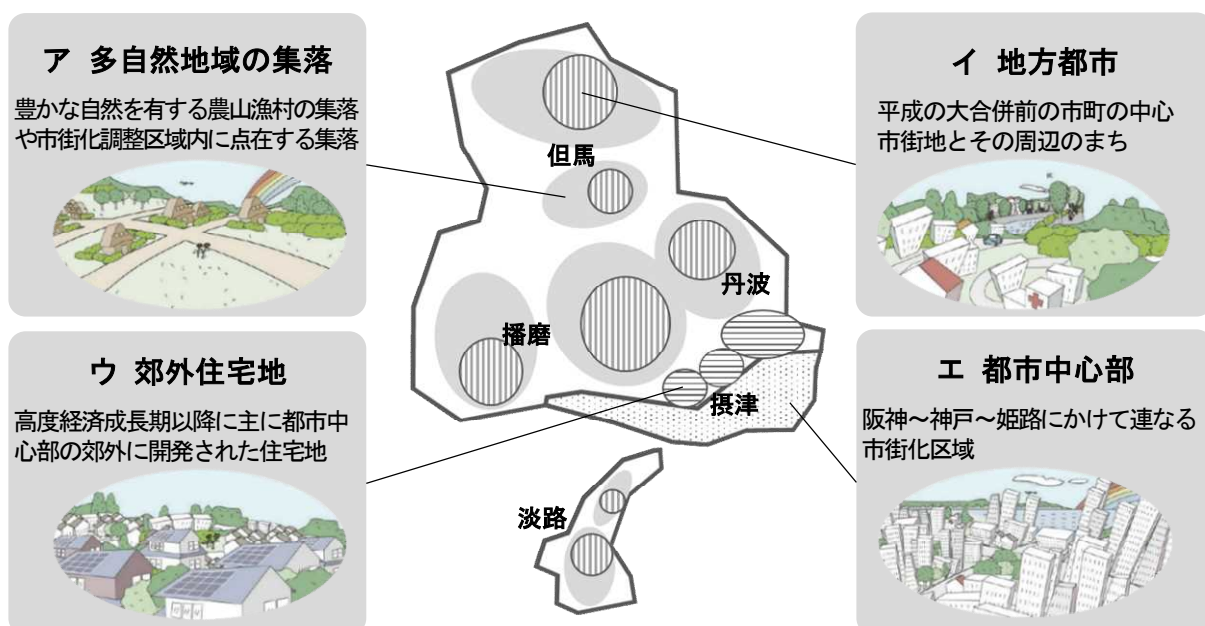
瀬戸内臨海部の大都市から多自然地域の集落まで多様な地域を有する本県の空間的な特徴を捉え、典型となる4つの地域を以下のとおり設定する。

ア 多自然地域の集落

イ 地方都市

ウ 郊外住宅地

エ 都市中心部



(2) テーマの設定

頻発化・激甚化する災害への備え、地方回帰の動き、持続可能な地域づくりへの転換、世界的な脱炭素社会の実現に向けた動きなどの社会の潮流を踏まえ、今後の県全体のまちづくりにおいて重要となる3つのテーマを以下のとおりに設定する。

ア 安全・安心

防災・減災のまちづくり、都市の強靱化、安心して暮らせるユニバーサルなまちづくりなどを推進する。

イ 魅力・挑戦

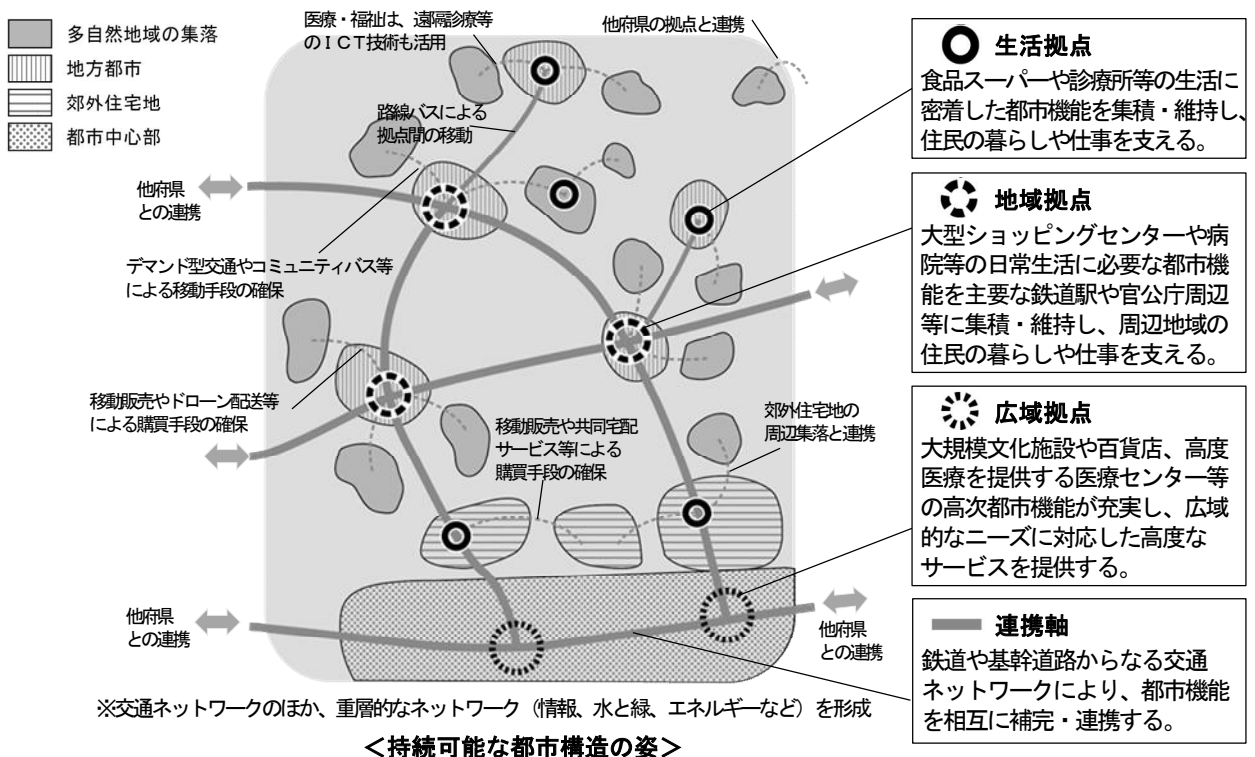
個性を磨き、地域の魅力を高めるまちづくり、新たな価値を生むコミュニティビジネスやスタートアップへの挑戦などを推進する。

ウ 持続・循環

住民主体の持続可能な地域経営、カーボンニュートラルに向けた取組、スマートシティの形成、自然環境や生物多様性の保全などを推進する。

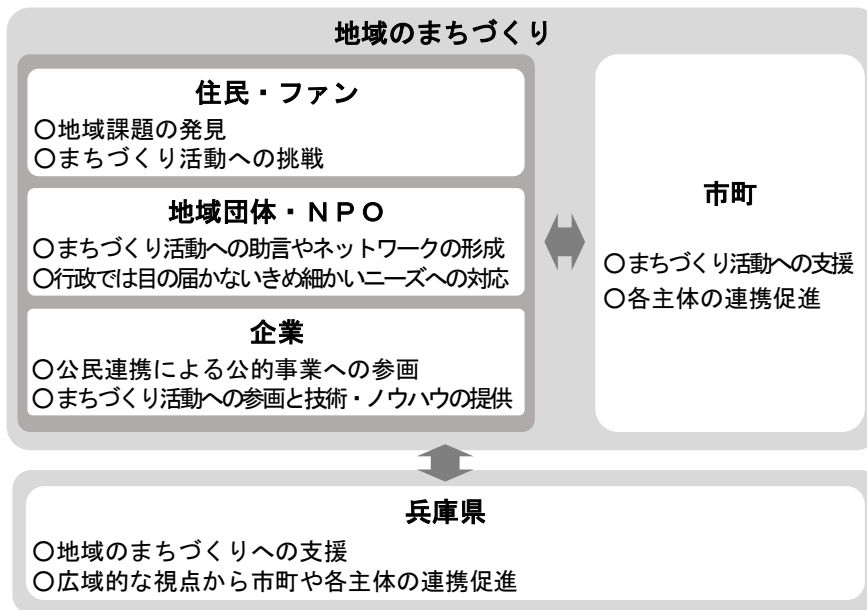
(3) 各地域の関係性

誰もが安心して暮らし続けられるために、各地域がそれぞれの生活拠点等における都市機能を相互に補完・連携し、持続可能でコンパクトな都市構造を構築する。



(4) 各主体の役割

本方針に示すめざす将来像の実現に向け、住民・ファン、地域団体・NPO、企業、市町及び県がパートナーシップにより、以下の役割分担のもと、地域のまちづくりに取り組む。



II 基本コンセプト

「すべての人が自分らしく輝ける『住みたい』『訪れたい』ひょうご」

誰も取り残されることなく安心して、育ち、学び、働き、遊び、自分らしい暮らし方が選択できる人間中心のまちづくりを地域主導で進める。大都市から地方都市、多自然地域といった多様な地域を持つ兵庫の強みを最大限に活かし、住みたい、移住したい、訪れたい、一人ひとりが生き生きと躍動する兵庫をめざす。

III 各地域のめざす将来像及び主な取組の方向性

1 多自然地域の集落

(1) めざす将来像

「多様なつながりがつくる新たな『ふるさと』」

豊かな自然を有する多自然地域が来訪者や移住者を誘引し、地域住民との多様なつながりが生まれるとともに、革新技術を活用した新しい地域づくりが行われている。

ア 安全・安心

新たな技術と人の絆で、どこに住んでいても安全で安心な暮らしが続けられている

イ 魅力・挑戦

地域資源を活かした新たな働き方や暮らし方のフロンティアとなっている

ウ 持続・循環

食やエネルギーを育む豊かな自然を活かし、様々な人々と関わりながら持続可能な地域経営を担っている

(2) 主な取組の方向性

ア 安全・安心

- ・ 集落特性に応じた防災・減災の推進
- ・ ICT等を活用した暮らしの安心確保

イ 魅力・挑戦

- ・ 地域資源を活用した観光・交流のまちづくり

ウ 持続・循環

- ・ 移住者や関係人口などを含めた担い手育成
- ・ 地域環境と調和した創エネ・省エネの推進

2 地方都市

(1) めざす将来像

「個性きわだち誇りある『地域の核』」

歴史的なまちなみ等の地域資源を活用したグローバルな取組が、まちの個性を際立たせ、地域の誇りになるとともに、周辺地域の生活や文化、経済の中心としての拠点性が高まり、多様な交流の結節点となっている。

ア 安全・安心

日常生活に必要な都市機能が地域住民の暮らしを支え、災害への備えが整っている

イ 魅力・挑戦

魅力的で個性豊かなまちに多くの人が集まり、地場産業などの地域資源を活用したスタートアップ企業が活躍している

ウ 持続・循環

食やエネルギーの地産地消が進み、脱炭素化した地域構造や暮らし方が確立している

(2) 主な取組の方向性

ア 安全・安心

- ・ 災害対策拠点としての備えの充実
- ・ 周辺地域に安心を届ける地域拠点の形成

イ 魅力・挑戦

- ・ 歴史・文化等の地域資源を活かした個性あるまちづくり
- ・ 新たなビジネスや働き方への挑戦

ウ 持続・循環

- ・ 多様な暮らし方・働き方ができる環境づくり
- ・ 循環型の地域構造の構築

3 郊外住宅地

(1) めざす将来像

「多様な主体が住みごたえを高めあう『まち』」

NPO団体等の多様な主体がストックを活用したまちのリノベーションや地域課題解決型

のビジネスを展開することにより、専用住宅地から多様な機能を備えた「まち」に生まれ変わり、あらゆる世代が暮らしを満喫している。

ア 安全・安心

あらゆる世代がまちづくりに参画し、良好な住環境の中で安心して暮らしている

イ 魅力・挑戦

まちのリノベーションやコミュニティビジネスを通じて新たなまちの魅力を創出している

ウ 持続・循環

多様な主体や多世代が活躍し、ゆとりある環境や整った都市基盤を活かしたスマートコミュニティに進化している

(2) 主な取組の方向性

ア 安全・安心

- ・ 住宅地の特性に応じた防災・減災の推進
- ・ あらゆる世代の暮らしの安心確保

イ 魅力・挑戦

- ・ 空き地・空き家等を活用したまちの多様性の創出

ウ 持続・循環

- ・ 多世代の参画で持続するまちづくり
- ・ 脱炭素社会に適応した豊かな住宅・暮らしの実現

4 都市中心部

(1) めざす将来像

「世界へ広がる交流『都市』」

国内外に開かれた広域的な交流の拠点として、多様な人やモノ、サービス及び情報が集積し、イノベーションが生み出され、常に発展し続けている。また、大規模災害や新たな感染症に備えた強靱な都市に再構築されている。

ア 安全・安心

大規模災害への備えがあり、交通や情報ネットワークの充実した強靱な都市となっている

イ 魅力・挑戦

多様な人・モノ・サービス・情報が集積するハブエリアとして、イノベーションを生み出し続けている

ウ 持続・循環

自律した活動が広がり、脱炭素社会を先導する都市システムを備えた緑あふれるスマートシティとなっている

(2) 主な取組の方向性

ア 安全・安心

- ・ 大規模災害に備えた都市の強靱化
- ・ ソフト・ハードにわたる総合的な安全・安心の構築

イ 魅力・挑戦

- ・ 都市ブランドの構築
- ・ 情報・人材の集積によるイノベーションの創出

ウ 持続・循環

- ・ 多様な住まい方の推進と多様な人材の活用
- ・ 都市のグリーン化

IV 実現に向けて

1 まちづくり計画への反映

まちづくり施策を総合的に講ずるための県の基本的な行政方針として、県や市町が定めるまちづくり分野の各計画に、本方針のめざす将来像や主な取組の方向性を反映するとともに、各計画に基づき、まちづくり施策を推進する。

2 本方針の共有

- (1) 本方針をイラスト化するなど、視覚的にわかりやすいものにし、県民、地域団体、企業等の各主体に向けて様々な機会やSNS等の媒体を通じて発信
- (2) 各主体が取組を実施する上で参考となるよう、先導的な取組や特色ある取組をホームページ等で発信

3 指標の設定

まちづくり分野に関連する項目を本方針の指標として設定し、めざす将来像の進捗状況を把握する。

第202号議案 兵庫県住生活基本計画の改定

平成28年度の兵庫県住生活基本計画の改定より5年が経過することから、社会経済情勢等の変化を踏まえ、中長期的な住宅政策の目指すべき方向性を示す基本的な計画として次のとおり改定する。

1 計画の位置付け

- (1) 住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項に基づき都道府県が定める住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画
- (2) ひょうごビジョン2050及びまちづくり基本方針を踏まえた県の住宅政策を総合的に推進するための計画

2 計画期間

2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間（中間期に見直し）

3 住生活を取り巻く現状と課題

(1) 社会経済情勢、意識の変化

ア 人口、世帯、住宅ストックの状況

- (ア) 人口 2009年をピークに減少し、本格的な人口減少社会に突入
- (イ) 世帯 今後減少すると同時に、小規模化が進行
- (ウ) 住宅
 - ・ 住宅ストックは2013年をピークに減少する一方、空き家は増加傾向
 - ・ 新設着工数は緩やかに減少

イ 意識・価値観の変化

- (ア) 持続可能性の重視、所有から利用へ、画一から多様性へなど価値観や行動が変化
- (イ) 住宅の長寿命化、断熱性能の確保などカーボンニュートラルの実現に向けた動きが加速
- (ウ) コロナ禍やICT技術の進展などにより、働き方や住まい方に対する意識が変化

(2) 住生活を取り巻く現状と課題

ア 居住者

- (ア) 若中年単身世帯
 - ・ 低額所得の若中年単身世帯が、安心して暮らすことができる住まいの確保
- (イ) 子育て世帯
 - ・ 子育て世帯のニーズを踏まえた、良好な子育て環境の確保
 - ・ 子育て世帯が入居しやすい、手頃な価格で購入できる住宅の流通促進
 - ・ ひとり親世帯が、安心して暮らすことができる住まいの確保

(ウ) 高齢者

- ・ ライフステージに応じた適時・適切な対策への支援

(エ) 住宅確保要配慮者

- ・ 要配慮者の抱える問題に沿ったきめ細やかな居住支援
- ・ コロナ禍で増加した、生活困窮者の安定した居住の確保

イ 住宅ストック

(ア) 空き家

- ・ 周辺に外部不経済をもたらす空き家の適切な管理や除却の促進
- ・ 市場価値の高い地域を中心とした、機会損失の低減
- ・ 高齢者のみが居住する住宅の空き家化予防

(イ) 既存住宅流通

- ・ 美しい状態の既存住宅や低廉で良質な既存住宅の流通促進
- ・ 民間の力を活かした既存住宅市場の活性化
- ・ 売却だけにこだわらない既存住宅の有効活用

(ウ) マンション管理

- ・ 管理組合による適切な管理・運営の実施に向けた支援
- ・ 建替え等による再生の方針など、将来像を意識した早い段階からの取組の促進

(エ) 大規模ニュータウンの再生

- ・ 子育て世帯などの流入やライフステージに応じた団地内の住み替えの促進
- ・ 地域ごとの特色ある団地再生の促進

ウ 災害と住まい

(ア) 豪雨・土砂災害対策

- ・ 災害ハザードエリアを踏まえた、適切な立地の誘導
- ・ 災害時の情報伝達体制の強化や円滑かつ迅速な避難体制の整備

(イ) 大規模地震対策

- ・ 高齢者をターゲットに絞った耐震化の支援
- ・ 被災時の応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の活用強化
- ・ 復旧・復興に向けた事前準備、連携体制の確保

4 理念と目標

(1) 理念

安全・安心の基盤の上に、多様な世代や地域が支え合い、いきいきと自分らしく暮らせる住生活の実現

(2) 目標

- ア 安全で安心な住生活の実現（安全・安心）
- イ いきいきと自分らしく暮らせる住生活の実現（魅力・挑戦）
- ウ 地域と地球の持続性を高める住生活の実現（持続・循環）

5 施策の展開

(1) 重視する視点

- ア 住宅ストックの質の向上と有効活用
- イ 健全な住宅市場の形成と行政による補完
- ウ 社会環境の変化や価値観の多様化に伴う多様な選択肢の確保
- エ 多様な主体の参画と協働や民間主導の官民連携、他分野との連携

(2) 重点施策及び成果指標

目標	重点施策	成果指標
安全	1 頻発・激甚化する災害に備えた安全な住まい・住環境づくり (1) 災害時における安全性を踏まえた、住宅の立地誘導、規制の強化 (2) 耐震性のない住宅の早期解消 (3) 密集市街地の解消及び災害時の避難経路の確保 (4) 災害時の情報伝達の強化や円滑かつ迅速な避難体制の整備 (5) 災害からの住宅復興の備え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災指針を定めた立地適正化計画の割合 なし（2020） → 100%（2030） ・ 安全基準を踏まえて見直した特別指定区域の割合 なし（2020） → 100%（2030） ・ 耐震性を有しない住宅ストックの割合 9.9%（2018） → おおむね解消（2030）
	2 誰もが安心して暮らせる住まい・住環境づくり (1) 住宅確保要配慮者の居住安定確保 (2) 安心して子育てできる住まい、住環境の確保 (3) 高齢者等が安心して暮らせる住まい、住環境の確保 (4) 住宅・住宅地の防犯性の向上 (5) 住まいに関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅団地に入居した若中年単身世帯数 なし（2020） → 500世帯（2030） ・ 居住支援法人による要配慮者への住宅あっせん件数 650件（2020） → 2,000件（2030）
魅力・挑戦	3 ライフステージ・ライフスタイルに合わせた住まい・住環境づくり (1) 子育て世帯のニーズに合わせた住まい・住環境の確保 (2) 高齢期に備えた早めの住宅改修や住み替えの促進 (3) ポストコロナ時代の働き方・暮らし方への対応 (4) 住教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯の住宅取得世帯に占める既存住宅購入世帯の割合 27.3%（2018） → 50%（2030） ・ 高齢者の居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 13.6%（2018） → 25%（2030）

目標	重点施策	成果指標
持続・循環	4 空き家、既存住宅ストックを活用した住まい・住環境づくり (1) 空き家の多様な利活用の促進 (2) 安心して既存住宅を購入できる取引環境の整備 (3) 空き家の適切な管理の促進 (4) 管理不全空き家等に係る対策の強化 (5) リフォームによる良質なストックへの更新 (6) 大規模ニュータウンの再生 (7) マンション管理の適正化、再生の円滑化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住目的のない一戸建ての空き家数 97,400戸 (2018) → 11万戸程度に抑制 (2030) ・ マンション管理適正化推進計画が策定された市町域の分譲マンション棟数カバー率 なし (2020) → 100% (2030)
	5 良質で環境にやさしい住まい・住環境づくり (1) 住宅の長寿命化の促進 (2) 住宅の省エネルギー化等の促進 (3) 地域産木材・建材の積極的な活用の促進 (4) 住宅地の緑化の促進	持ち家系新築住宅着工戸数に占める認定長期優良住宅の割合 22.9% (2020) → 30% (2030)
	6 人と地域をつなぐ住まい・まちづくり (1) 地域コミュニティの活性化 (2) 定住人口・関係人口の創出・拡大	県営住宅の空き室、集会所等の地域開放件数 15件 (2019) → 32件 (2030)

6 公営住宅の供給の目標量

今後10年間の供給の目標量 (2021年度～2030年度) : 59.4千戸 (新設及び建替えによる整備戸数と既存公営住宅の空き家募集戸数の合計)

7 大都市地域における住宅及び住宅地の供給

- ・ 既成市街地では低・未利用地の有効活用や高度利用を推進するとともに、郊外では新たな住宅市街地の開発を抑制
- ・ 神戸・阪神地域及びその周辺地域で、住宅及び住宅地の重点供給地域を25地区設定

第207号議案 兵庫県立総合衛生学院建築工事請負契約の締結

兵庫県立総合衛生学院建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県立総合衛生学院建築工事

2 契約金額

2,739,000,000円

3 契約の相手方

神戸市中央区八幡通三丁目1番19号

だいほう しんこうこうさん まただ
大豊・神鋼興産・益田特別共同企業体

(代表者)

だいほう
大豊建設株式会社神戸営業所

かしわ かずなり
所長 柏 和成

(構成員)

しんこうこうさん
・神鋼興産建設株式会社

たかね はじむ
代表取締役社長 高根 一

まただ
・株式会社益田工務店

ながい かんじ
取締役社長 永井 完次

4 工事の概要

(1) 施工場所

うでづかちょう
神戸市長田区腕塚町五丁目5番1

(2) 工事内容

建築工事：鉄骨造9階建 延べ面積：12,415.51 m²

屋外付帯工事：雨水排水工事、植栽工事、駐車場整備工事 一式

(3) 工期

令和5年7月28日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

5者

(3) 最低入札金額

2,739,000,000円

(4) 最高入札金額

3,025,000,000円

第208号議案 兵庫県立阪神北地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外建築 工事請負契約の締結

兵庫県立阪神北地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外建築工事を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県立阪神北地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外建築工事

2 契約金額

1,991,000,000円

3 契約の相手方

げんぱんみなみのちょう

尼崎市玄番南之町4番地

からたに かわみ
柄谷・川見特別共同企業体

(代表者)

からたに

株式会社柄谷工務店

からたに じゅんいちろう
取締役社長 柄谷 順一郎

(構成員)

かわみ

株式会社川見建設

かわみ としゆき
代表取締役 川見 敏之

4 工事の概要

(1) 施工場所

まるやまだい

川西市丸山台三丁目4番

(2) 工事内容

本館棟（普通教室、体育館兼特別教室）：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建塔屋1階
外計8棟 全体延べ面積：8,434.88 m²

屋外付帯工事：屋外プール、雨水排水工事、植栽工事、駐車場整備工事、グラウンド整備工
事 一式

(3) 工期

令和5年10月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

4者

(3) 最低入札金額

1,991,000,000円

(4) 最高入札金額

2,244,000,000円

第209号議案 兵庫県立総合衛生学院電気設備工事請負契約の締結

兵庫県立総合衛生学院電気設備工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県立総合衛生学院電気設備工事

2 契約金額

656,700,000円

3 契約の相手方

神戸市中央区京町70番地

すみとも ひらお
住友・平尾特別共同企業体

(代表者)

すみとも でんせつ
住友電設株式会社神戸支店

おくむら かずひろ
支店長 奥村 和弘

(構成員)

ひらお でんこう
平尾電工株式会社

ひらお ひでき
代表取締役 平尾 秀樹

4 工事の概要

(1) 施工場所

うでづかちょう
神戸市長田区腕塚町五丁目5番1

(2) 工事内容

兵庫県立総合衛生学院建築工事に係る電気設備（受変電、電力、放送設備外）工事

兵庫県立総合衛生学院：鉄骨造9階建 延べ面積：12,415.51 m²

(3) 工期

令和5年7月28日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

9者（うち失格1者）

(3) 最低入札金額

591,800,000円

(4) 最高入札金額

870,100,000円

第210号議案 兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事請負契約の締結

兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事

2 契約金額

608,300,000円

3 契約の相手方

神戸市中央区港島中町六丁目9番1

せいけん さんしん
精研・三神特別共同企業体

(代表者)

せいけん
株式会社精研神戸営業所

くぼた ひろゆき
所長 久保田 博之

(構成員)

さんしん
三神工業株式会社

たかたに としのり
代表取締役 高谷 俊則

4 工事の概要

(1) 施工場所

うでづかちょう
神戸市長田区腕塚町五丁目5番1

(2) 工事内容

兵庫県立総合衛生学院建築工事に係る機械設備（空調、換気設備外）工事

兵庫県立総合衛生学院：鉄骨造9階建 延べ面積：12,415.51 m²

(3) 工期

令和5年7月28日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

6者（ほか辞退等1者）

(3) 最低入札金額

608,300,000円

(4) 最高入札金額

693,000,000円

か こ が わ お の

第211号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-1ランプ橋上部工事請負契約の締結

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-1ランプ橋上部工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-1ランプ橋上部工事

2 契約金額

1,023,000,000円

3 契約の相手方

神戸市中央区海岸通3番

川田建設・日本ピーエス特別共同企業体

(代表者)

川田建設株式会社神戸営業所

所長 竹之熊 邦志

(構成員)

株式会社日本ピーエス神戸営業所

所長 野波 秋成

4 工事の概要

(1) 施工場所

小野市榎山町～小野市池尻町

(2) 工事内容

コンクリート橋

橋長 L=110.0 幅員 W=7.0(15.15)m

(3) 工期

令和5年11月30日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（総合評価落札方式）

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

1者

(3) 入札金額

1,023,000,000円

か こ が わ お の

第212号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号Dランプ橋 上部工事請負契約の締結

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号Dランプ橋上部工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号Dランプ橋上部工事

2 契約金額

1,317,690,000円

3 契約の相手方

大阪府中央区瓦町4-3-7

横河NSエンジニアリング・日本橋梁特別共同企業体

(代表者)

株式会社横河NSエンジニアリング大阪営業部

大阪営業部長 谷中 聡久

(構成員)

日本橋梁株式会社大阪営業所

所長 大山 浩伸

4 工事の概要

(1) 施工場所

小野市池尻町

(2) 工事内容

鋼橋
橋長 L=404.8m 幅員 W=3.5(7.65)m

(3) 工期

令和6年5月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（総合評価落札方式）

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

4者

(3) 最低入札金額

1,315,600,000円

(4) 最高入札金額

1,322,970,000円

か こ が わ お の むろやま

第213号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区室山高架橋上部工事

請負契約の締結

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区室山高架橋上部工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区室山高架橋上部工事

2 契約金額

1,904,760,000円

3 契約の相手方

神戸市中央区伊藤町119番地

ピーエス三菱・コーアツ工業特別共同企業体

(代表者)

株式会社ピーエス三菱神戸営業所

所長 小椋 博文

(構成員)

コーアツ工業株式会社神戸営業所

所長 大場 順一郎

4 工事の概要

(1) 施工場所

小野市檜山町

(2) 工事内容

コンクリート橋

橋長 L=271.0m 幅員 W=7.0(12.7)m

(3) 工期

令和6年3月25日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（総合評価落札方式）

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

2者

(3) 最低入札金額

1,903,572,000円

(4) 最高入札金額

1,904,760,000円

か こ が わ お の そ う さ

第214号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第2高架橋上部
工事請負契約の締結

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第2高架橋上部工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第2高架橋上部工事

2 契約金額

539,660,000円

3 契約の相手方

大阪府中央区瓦町4-3-7

株式会社横河NSエンジニアリング大阪営業部

大阪営業部長 谷中 聡久

4 工事の概要

(1) 施工場所

加古川市八幡町宗佐

(2) 工事内容

鋼橋

橋長 L=139.0m 幅員 W=7.0(12.65)m

(3) 工期

令和5年8月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（総合評価落札方式）

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

3者（ほか辞退等2者）

(3) 最低入札金額

539,660,000円

(4) 最高入札金額

546,260,000円

はまさか しんかまや

第215号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新釜屋トンネル（仮称）建設工事 請負契約の締結

一般国道178号^{はまさか}浜坂道路Ⅱ期^{しんかまや}新釜屋トンネル（仮称）建設工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

一般国道178号^{はまさか}浜坂道路Ⅱ期^{しんかまや}新釜屋トンネル（仮称）建設工事

2 契約金額

1,390,400,000円

3 契約の相手方

^{はりままち}神戸市中央区播磨町49番地
^{まえだ よりがみ あわじ}前田・寄神・淡路特別共同企業体

（代表者）

^{まえだ}前田建設工業株式会社神戸営業所

所長 ^{まつもと きみかず}松本 公一

（構成員）

^{よりがみ}・寄神建設株式会社神戸営業所

所長 ^{やました おさむ}山下 治

^{あわじどけん}・淡路土建株式会社神戸支店

取締役支店長 ^{かき ちひろ}垣 智博

4 工事の概要

(1) 施工場所

^{かまや}美方郡新温泉町釜屋

(2) 工事内容

施工延長 L=201.9m 道路幅員 W=7.0(13.5)m トンネル工事 L=180m

(3) 工期

令和5年3月25日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（総合評価落札方式）

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

5者

(3) 最低入札金額

1,390,400,000円

(4) 最高入札金額

1,392,380,000円

あまがさきにしかわ

第216号議案 県営尼崎西川住宅第2期建築工事請負契約の締結

あまがさきにしかわ
県営尼崎西川住宅第2期建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

あまがさきにしかわ
県営尼崎西川住宅第2期建築工事

2 契約金額

581,900,000円

3 契約の相手方

くいせきたしんまち
尼崎市杭瀬北新町1丁目5番11号
みやざき
宮崎建設株式会社

代表取締役社長 みやざき 宮崎 けんいち 健一

4 工事の概要

(1) 施工場所

にしかわ
尼崎市西川

(2) 工事内容

住棟：鉄筋コンクリート造8階建1棟 延べ面積：2,513.98 m²

(3) 工期

令和5年12月25日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

5者

(3) 最低入札金額

581,900,000円

(4) 最高入札金額

752,400,000円

あかしおおくほみなみ

第217号議案 県営明石大久保南住宅第2期建築工事請負契約の締結

あかしおおくほみなみ
県営明石大久保南住宅第2期建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

あかしおおくほみなみ
県営明石大久保南住宅第2期建築工事

2 契約金額

1,006,500,000円

3 契約の相手方

しもでらまち
姫路市下寺町101番地
ひらにしき ながおか
平錦・永岡特別共同企業体

(代表者)

ひらにしき
平錦建設株式会社
代表取締役 かつま いさお 勝間 功雄

(構成員)

ながおかくみ
株式会社永岡組
代表取締役 ながおか しゅんじ 永岡 準司

4 工事の概要

(1) 施工場所

おおくほちょう
明石市大久保町

(2) 工事内容

住棟：鉄筋コンクリート造5階建2棟 延べ面積：4,335.80 m²

(3) 工期

令和5年10月5日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

3者

(3) 最低入札金額

1,006,500,000円

(4) 最高入札金額

1,107,700,000円

令和4年度 条例関係

令和4年度関係

第24号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

- (1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、宅地建物取引士資格試験手数料が7,000円から8,200円に増額されることに伴い、宅地建物取引士資格試験手数料を改める。
- (2) マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正により、マンションの管理組合が作成するマンションの管理計画で一定の基準を満たすものについては、申請に基づき、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等の長から認定を受けることができる制度が創設されたことから、同法に関する手数料を新設する。
- (3) 建築基準法施行規則に定める建築計画概要書等の写しの交付請求について、即日交付の対応を可能にするため、建築計画概要書等の写しを交付するための手数料を新設する。
- (4) 租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 宅地建物取引士資格試験手数料を、7,000円から8,200円に改正する（別表第3関係）。
- (2) マンションの管理の適正化の推進に関する法律に関する次の手数料を新設する（別表第4関係）。

ア 管理計画認定申請手数料及び管理計画認定更新申請手数料

区 分	長期修繕 計 画 数	金 額
事前確認を活用する場合	1つ目	8,500円
	2つ目以降	4,600円
その他の場合	1つ目	30,000円
	2つ目以降	17,000円

イ 管理計画変更認定申請手数料

変更に係る長期修繕計 画数又は管理規約数	変 更 項 目	金額
1つ目	長期修繕計画	10,000円
	管理規約	8,400円
	長期修繕計画及び管理規約	18,000円
2つ目以降	長期修繕計画	5,500円

	管理規約	4,500円
その他		1,000円

(3) 建築基準法に関する手数料に関する次の手数料を新設する（別表第4関係）。

建築計画概要書等の写しの交付手数料

建築計画概要書等の写しの交付手数料	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項各号に掲げる書類の写しの交付	1通につき400円
-------------------	---	-----------

(4) 優良宅地造成認定申請手数料及び優良住宅新築認定申請手数料について、所要の整備を行う（別表第4関係）。

3 施行期日

令和4年4月1日

第38号議案 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 河川法の規定に基づき、二級河川福田川水系小川及び土池谷川の管理を神戸市が行うこととすることに伴い、知事の権限に属する国有財産法に基づく事務のうち、当該河川の用に供されている国有財産に係る事務を、新たに神戸市が処理することとする。
- (2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「マンション建替え円滑化法」という。）の一部改正により、除却の必要性の認定（以下「要除却認定」という。）の対象となるマンションに、火災に対する安全性に係る基準に適合していないマンション等が追加されること等に伴い、知事の権限に属するマンション建替え円滑化法に基づく事務のうち、知事に提出される要除却認定の申請書等の受理に関する事務を、新たに各市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市を除く。以下同じ。）が処理することとする。
- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）の一部改正により、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可制度が創設されることに伴い、知事の権限に属する長期優良住宅法に基づく事務のうち、知事に提出される当該許可の申請書の受理に関する事務を、新たに各市町が処理することとする。
- (4) 租税特別措置法及び都市計画法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 国有財産法に基づく事務のうち、神戸市が管理を行う二級河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産に係る立入り及び境界確定に関する事務を神戸市が処理することとする（本則の表6の部関係）。
- (2) マンション建替え円滑化法に基づく事務のうち、次に掲げる事務を各市町が処理することとする（改正後の本則の表67の2の部関係）。
 - ア 知事に提出される要除却認定の申請書の受理に関する事務
 - イ 要除却認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例の許可に係る知事に提出される申請書の受理に関する事務
- (3) 長期優良住宅法に基づく事務のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可に係る知事に提出される申請書の受理に関する事務を、各市町が処理することとする（本則の表67の5の部関係）。
- (4) 都市計画法施行規則の引用条文を改める（本則の表52の部関係）。
- (5) その他規定の整備を行う（本則の表30の部、改正後の同表66の2の部及び67の部関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日。ただし、2(2)、(3)及び(5)の一部は、公布の日とする。

(2) 経過措置

2(1)の事務について所要の経過措置を定める。

第39号議案 景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例

第1 制定の理由

- 1 景観形成地区又は広域景観形成地域内の最も特徴的で優れた景観を有する区域において、その景観の形成を図るため、景観形成重点区域の指定制度を創設する。
- 2 歴史的又は文化的な背景を有する等貴重な価値があるものの、景観形成地区等又は景観形成重要建造物等の指定に至っていないものについて、その価値と魅力を更に高めるため、景観遺産の登録制度を創設する。

第2 制定の概要

1 景観形成重点区域（改正後の第3章の2関係）

(1) 指定（第20条の4関係）

- ア 知事は、景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に景観の形成を図る必要がある区域を、景観形成重点区域として指定することができるものとする。
- イ 市町長は、景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成重点区域の指定を要請することができるものとする。
- ウ 知事は、イにより要請のあった区域が、特に景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成重点区域に指定するものとする。
- エ アからウまでのほか、景観形成重点区域の指定の手続は、景観形成地区の指定の手続と同様とするものとする。

(2) 景観形成重点基準（第20条の5関係）

- ア 知事は、景観形成重点区域を指定しようとするときは、当該景観形成重点区域について、景観形成重点基準を定めるものとする。
- イ アの景観形成重点基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成重点区域において特に景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。
 - (ア) 景観展望地点（当該景観形成重点区域の優れた景観を展望することができる地点をいう。）に関する事項
 - (イ) 当該景観形成重点区域が景観形成地区内の区域である場合 次に掲げる事項
 - a 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
 - b 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
 - c 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法
 - (ロ) 当該景観形成重点区域が広域景観形成地域内の区域である場合 次に掲げる事項
 - a 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
 - b 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、特に景観の形成を図るために必要な事項

(3) 景観形成地区又は広域景観形成地域の規定の適用（第20条の6関係）

ア 指導又は助言

知事は、景観形成重点区域内における次に掲げる行為について届出があった場合において、届出に係る行為が景観形成重点基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができるものとする。

(ア) 建築物等の新築その他の景観形成地区内で行う場合に知事へ届け出なければならない行為

(イ) 大規模建築物等の新築その他の広域景観形成地域内で行う場合に知事へ届け出なければならない行為

イ 勧告及び公表

(ア) 知事は、アの届出をした者が正当な理由なくアの指導に従わないときは、当該者に対し、当該届出に係る行為の内容を景観形成重点基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

(イ) 知事は、(ア)の勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(ウ) 知事は、(ア)の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができるものとする。

ウ 建築物等その他の物件等に係る要請

(ア) 知事は、景観形成地区内の景観形成重点区域内において、現に存する建築物等その他の物件が景観形成重点基準に著しく適合しないと認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者等に対し、必要な要請をすることができるものとする。

(イ) 知事は、広域景観形成地域内の景観形成重点区域内において、現に存する大規模建築物等又は広告物等が景観形成重点基準に著しく適合しないと認めるときは、当該大規模建築物等又は広告物等の所有者等に対し、必要な要請をすることができるものとする。

(ウ) 知事は、(ア)又は(イ)の要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

エ 国等に関する特例

知事は、国等から、景観形成重点区域内における次に掲げる行為について通知があった場合において、通知に係る行為が景観形成重点基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができるものとする。

(ア) 建築物等の新築その他の景観形成地区内で行う場合に知事へ通知しなければならない行為

(イ) 大規模建築物等の新築その他の広域景観形成地域内で行う場合に知事へ通知しなけれ

ばならない行為

(4) 改善命令（第20条の7関係）

ア 知事は、(3)イ(7)の勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

イ 知事は、アの命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(5) 立入検査等（改正後の第21条関係）

ア 知事は、(3)ア及びイ並びに(4)に必要な限度において、景観形成地区内の景観形成重点区域内の建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

イ 知事は、(3)ア及びイ並びに(4)に必要な限度において、広域景観形成地域内の景観形成重点区域内の大規模建築物等若しくは広告物等の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

ウ 当該職員は、ア又はイにより立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないものとする。

エ ア及びイの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものとする。

(6) 条例の適用除外（第31条関係）

ア 都市計画法による地区計画等の区域については、(1)から(5)まで並びに3(1)及び(2)の規定は適用しないものとする。

イ 景観法による景観計画を策定し、又は大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観の調和に関する条例を制定している市町の区域における(1)から(5)まで並びに3(1)及び(2)の規定の適用については、規則で定めるものとする。

(7) 罰則（第33条及び第34条関係）

ア (4)アの命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処するものとする。

イ (5)ア又はイの報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は検査を拒み、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処するものとする。

2 景観遺産（第3章の5関係）

(1) 登録（第21条の22関係）

ア 知事は、地域の景観の形成に寄与する建造物若しくは建造物群若しくは樹木若しくは樹木の集団（以下「建造物等」という。）（景観形成重要建造物等又は文化財保護法の規定に

より指定された重要文化財等を除く。)又は優れた景観を有する土地の区域(景観形成地区又は広域景観形成地域として指定を受けたものを除く。)を、景観遺産として登録することができるものとする。

イ 知事は、景観遺産の登録をしようとする場合には、あらかじめ、当該景観遺産が建造物等であるときにあっては当該建造物等の所有者の、当該景観遺産が土地の区域であるときにあっては当該区域の景観の形成に重要な土地及び建造物等の所有者の同意を得るとともに、当該景観遺産が存する市町の長及び審議会の意見を聴くものとする。

ウ 知事は、景観遺産を登録したときは、規則で定める事項をイの所有者に通知するとともに、その旨を告示するものとする。

エ 知事は、景観遺産に登録された建造物等が景観形成重要建造物等として指定を受けたとき、若しくは文化財保護法の規定により指定された重要文化財等に該当するに至ったとき、景観遺産に登録された土地の区域が景観形成地区若しくは広域景観形成地域として指定を受けたとき、又は滅失、毀損、枯死その他の事由により景観遺産の登録の理由が消滅したときは、アの登録を抹消するものとする。

オ 知事は、公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、アの登録を抹消することができるものとする。

カ イは景観遺産の登録の変更及びオの景観遺産の登録の抹消について、ウは景観遺産の登録の変更及びエ又はオによる景観遺産の登録の抹消について準用するものとする。

(2) 行為の届出(第21条の23関係)

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならないものとする。ただし、通常の実務行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置としてする行為については、この限りでないものとする。

ア 景観遺産が建造物又は建造物群である場合 当該建造物又は建造物群の改築、増築、移転、修繕、模様替え、色彩若しくは意匠の変更又は除却

イ 景観遺産が樹木又は樹木の集団である場合 当該樹木又は樹木の集団の移植又は伐採

ウ 景観遺産が土地の区域である場合 次に掲げる行為

(ア) 当該区域の景観の形成に重要な土地の形質の変更

(イ) 当該区域の景観の形成に重要な建造物又は建造物群の改築、増築、移転、修繕、模様替え、色彩若しくは意匠の変更又は除却

(ウ) 当該区域の景観の形成に重要な樹木又は樹木の集団の移植又は伐採

(3) 指導又は助言(第21条の24関係)

知事は、(2)による届出があった場合において、届出に係る行為によりその優れた景観が著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助

言をすることができるものとする。

3 特定建築物等（第4章の2関係）

(1) 改善命令（改正後の第27条の2の5関係）

ア 知事は、勧告（景観形成重点区域内の特定建築物等に係るものに限る。）を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

イ 知事は、アの命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(2) 立入検査（改正後の第27条の2の6関係）

ア 知事は、特定建築物等に係る指導若しくは助言、勧告及び公表又は(1)に必要な限度において、景観形成重点区域内の特定建築物等の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に特定建築物等の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

イ 当該職員は、アにより立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないものとする。

ウ アの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものとする。

(3) 罰則（第33条及び第34条関係）

ア (1)アの命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処するものとする。

イ (2)アの報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は検査を拒み、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処するものとする。

4 その他（目次、第18条、第20条の3、第21条の10及び改正後の第27条の2の7から第27条の2の9まで関係）

その他規定の整備を行う。

第3 施行期日

令和4年4月1日

第40号議案 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例

1 制定の理由

空家等活用促進特別区域の指定等に関して必要な事項を定めることにより、空家等の活用の促進を図り、もって適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを防止するとともに、移住、定住及び地域間の交流の促進並びに地域の活性化に寄与することを目的として、条例を制定する。

2 制定の概要

(1) 目的（第1条関係）

この条例の目的を定める。

(2) 定義（第2条関係）

ア 空家 建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものその他これに準ずるものとして規則で定めるもの（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）をいう。

イ 空家等 空家及び空家の敷地（立木その他の土地に定着する物を含み、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。以下イにおいて同じ。）並びに空家及び空家の敷地に係る跡地（以下「空家の跡地等」という。）をいう。

(3) 基本理念（第3条関係）

空家等の活用は、地域の生活環境の保全及び向上、移住、定住及び地域間の交流の促進並びに地域の活性化に資することを旨として、県、市町、空家等の所有者、空家等の活用に係る事業者及び団体並びに県民が相互に連携を図りながら協働して推進するものとする。

(4) 県の責務（第4条関係）

県は、(3)に定める基本理念にのっとり、空家等の活用の促進に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(5) 市町の責務（第5条関係）

市町は、基本理念にのっとり、県が実施する空家等の活用の促進に関する施策に協力するとともに、その地域に応じた空家等の活用の促進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(6) 空家等の所有者の役割（第6条関係）

空家等の所有者は、基本理念にのっとり、自ら進んで、空家等の活用の重要性に関する理解と関心を深め、県及び市町が実施する空家等の活用の促進に関する施策に協力するとともに、空家等を積極的に活用するものとする。

(7) 空家等の活用に係る事業者及び団体の役割（第7条関係）

空家等の活用に係る事業を行う事業者及び団体は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する空家等の活用の促進に関する施策に協力するとともに、自らの事業活動を通じて、空家等の積極的な活用に努めるものとする。

(8) 県民の役割（第8条関係）

県民は、基本理念にのっとり、空家等の活用の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるとともに、県及び市町が実施する空家等の活用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(9) 空家等活用促進特別区域の指定の申出等（第9条関係）

ア 市町長は、知事に対し、当該市町の区域内であって、空家等の活用を特に促進する必要がある区域について、規則で定めるところにより、空家等活用促進特別区域として指定することを申し出ることができるものとする。

イ 市町長は、アの申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならないものとする。

(ア) 空家等活用促進特別区域の名称及び区域

(イ) 空家等活用促進特別区域における空家に係る現況及び課題

(ウ) 空家等活用促進特別区域における空家等の活用を促進するための方針（以下「空家等活用方針」という。）

(エ) 継続的に空家等の活用を促進するための体制

ウ 空家等活用方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 空家等の活用に係る目標

(イ) 市町と連携して空家等の活用に係る事業を行う団体（以下「市町連携団体」という。）の名称及び所在地並びに当該事業の内容

(ウ) 空家等の活用の促進に関する施策

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、規則で定める事項

エ 空家等活用方針には、次に掲げる事項を定めることができるものとする。

(ア) 通行の安全及び居住環境の向上を図るため拡幅その他の措置を行う必要がある狭あい道路（幅員4メートル未満の道路をいう。以下同じ。）の拡幅に関する方針

(イ) 通行の安全及び居住環境の向上を図るため特に拡幅その他の措置を行う必要があると認められる建築基準法第42条第2項の規定により指定された道（以下「重点整備道路」という。）の位置及び範囲

(ウ) 特に市街地の整備改善の必要性が高いと認められる地区（以下「重点整備地区」という。）に関する次に掲げる事項

a 重点整備地区の位置及び範囲

- b 重点整備地区における整備方針
 - c 重点整備地区における建築基準法の規定（規則で定めるものに限る。(21)において同じ。）の運用に関する提案（都市計画区域又は準都市計画区域の存する市町に限る。）
 - (エ) 都市計画法の規定（規則で定めるものに限る。(22)において同じ。）の運用に関する提案
- オ 市町長は、エ(ウ) c 又は(エ)に掲げる事項を定めるに当たっては、あらかじめ、知事と協議しなければならないものとする。ただし、次の場合を除くものとする。
- (ア) 特定行政庁である市町長がエ(ウ) c に掲げる事項を定めるとき。
 - (イ) 都市計画法（地方自治法の一部を改正する法律の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定都市等又は都市計画法に規定する事務処理市町村である市町（以下「指定都市等の市町」という。）の長がエ(エ)に掲げる事項を定めるとき。
- (10) 空家等活用促進特別区域の指定等（第10条関係）
- ア 知事は、(9)アによる申出があった場合において、当該申出に係る区域において空家等の活用の促進を図るための特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該区域を空家等活用促進特別区域として指定するものとする。
 - イ 知事は、アにより空家等活用促進特別区域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該空家等活用促進特別区域の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。
 - ウ イによる公告があったときは、当該空家等活用促進特別区域内の土地及び建築物の所有者又は管理者、当該空家等活用促進特別区域内の住民並びに利害関係人は、イの縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該空家等活用促進特別区域の指定の案について、知事に意見書を提出することができるものとする。
 - エ 知事は、空家等活用促進特別区域を指定しようとするときは、あらかじめ、空家等活用特区審議会の意見を聴くものとする。
 - オ 知事は、エにより空家等活用促進特別区域の指定の案について空家等活用特区審議会の意見を聴こうとするときは、ウにより提出された意見書の要旨を、空家等活用特区審議会に提出するものとする。
 - カ 知事は、空家等活用促進特別区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその区域を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。
- (11) 指定の変更（第11条関係）
- (9)及び(10)は、空家等活用促進特別区域の指定の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用するものとする。
- (12) 空家に関する情報に係る届出（第12条関係）
- ア 知事は、空家等活用促進特別区域内の空家について、活用を図る必要があると認めるときは、当該空家の所有者にその旨を通知するものとする。

イ アによる通知を受けた者（以下「届出対象空家所有者」という。）は、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないものとする。

(ア) 空家の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(イ) 空家の所在地、構造、規模及び建築時期

(ウ) 空家の利用及び管理の状況

(エ) 空家の活用又は管理に係る計画

(オ) 市町連携団体に対する(ア)から(エ)まで及び(カ)に掲げる事項に係る情報の提供についての同意の有無

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、規則で定める事項

ウ イによる届出をした者は、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

エ イ又はウによる届出をした者は、これらの届出に係る建築物又はこれに附属する工作物が空家でなくなったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

オ 知事は、アによる通知をしたとき又はイからエまでによる届出を受理したときは、アの通知に係る空家の所在する市町の長に対し、当該通知に係る空家の情報又は当該届出に係る空家の情報（以下「届出情報」という。）を提供するものとする。

(13) 空家に関する情報の提供（第13条関係）

ア 知事は、市町連携団体に対し、届出情報の提供を行うものとする。ただし、当該届出情報を提供することについて当該届出情報に係る届出対象空家所有者の同意が得られない場合は、この限りでないものとする。

イ 市町連携団体は、アにより届出情報の提供を受けたときは、空家等の流通その他の方法による空家等の活用のため、当該届出情報を有効に活用するものとする。

(14) 秘密保持義務（第14条関係）

(13)アにより届出情報の提供を受けた市町連携団体若しくはその職員その他の当該届出情報を利用して空家等の活用に係る事業の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該届出情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(15) 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例に関する調査（第15条関係）

ア 市町は、空家等活用促進特別区域内において、空家等の活用を促進するため、地方税法の住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の規定の適用に当たっては、あらかじめ、(12)オにより把握した情報を踏まえて調査を行うよう努めるものとする。

イ 県は、地方税法の住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の規定の適用について、市町に対する情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(16) 道路の拡幅に係る整備（第16条関係）

- ア 空家等活用促進特別区域内の狭あい道路の管理者又は狭あい道路の用に供する土地若しくは狭あい道路に接する土地の所有者は、当該空家等活用促進特別区域における空家等活用方針に基づき、通行上支障がない形状となるよう当該狭あい道路の拡幅に努めるものとする。
- イ 市町は、狭あい道路の拡幅に関する施策について周知を図るとともに、当該施策を計画的に実施するものとする。

(17) 重点整備道路における道路内の支障物件の設置の制限（第17条関係）

重点整備道路においては、建築基準法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道路の境界線とみなされる範囲内（当該範囲内に含まれる道路交通法に規定する道路の部分を除く。）に通行上支障となる物件（容易に移動させることができるもの並びに建築物及び敷地を造成するための擁壁を除く。以下「支障物件」という。）を設置してはならないものとする。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めた場合においては、この限りでないものとする。

(18) 勧告等（第18条関係）

- ア 知事は、(17)に違反している者に対し、必要な指導をすることができるものとする。
- イ 知事は、アによる指導をした場合において、その者がなお(17)に違反していると認めるときは、当該者に対し、相当の猶予期限を付けて、支障物件の除却その他必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。
- ウ 知事は、イによる勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができるものとする。
- エ 知事は、ウによる命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

(19) 建築基準条例の特例（第19条関係）

重点整備地区内に所在する建築物であって、その敷地が幅員4メートル以上の道路又は重点整備道路に接するもののうち、規則で定める基準に適合するものについては、建築基準条例第4条の一定の建築物の敷地は建築基準法第42条第1項の道路に4メートル以上接しなければならない旨の規定は適用しないものとする。

(20) 市街化を促進しない開発行為等（第20条関係）

- ア 空家等活用促進特別区域内の市街化調整区域（指定都市等の市町の区域を除く。以下同じ。）における次に掲げる開発行為は、都市計画法に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為として開発許可をすることができるものとする。
 - (ア) 空家の跡地等において、従前と同一の用途に供される建築物の建築（建築基準法に規定する建築をいう。以下同じ。）（規則で定めるものに限る。）の用に供する目的で行う開発行為
 - (イ) 建築がされた日から10年以上（規則で定める場合にあつては、規則で定める期間）を経

- 過した空家の従前の用途を変更し、空家等活用方針に則した用途に供される建築物の建築（規則で定めるものに限る。）の用に供する目的で行う開発行為
- イ 空家等活用促進特別区域内の市街化調整区域における次に掲げる建築物の新築、改築又は用途の変更（以下「新築等」という。）は、都市計画法施行令に規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築等として新築等の許可をすることができるものとする。
- （ア）空家の跡地等において、従前と同一の用途に供される建築物の新築等（規則で定めるものに限る。）
- （イ）建築がされた日から10年以上（規則で定める場合にあつては、規則で定める期間）を経過した空家の従前の用途を変更し、空家等活用方針に則した用途に供される建築物の新築等（規則で定めるものに限る。）
- (21) 建築基準法の運用における配慮（第21条関係）
- ア 知事は、重点整備地区内における建築基準法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。
- イ 特定行政庁である市町長は、重点整備地区内における建築基準法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。
- (22) 都市計画法の運用における配慮（第22条関係）
- ア 知事は、空家等活用促進特別区域における都市計画法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。
- イ 指定都市等の市町の長は、空家等活用促進特別区域における都市計画法の規定の運用に当たっては、空家等活用方針に基づく空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。
- (23) 報告徴収及び立入調査（第23条関係）
- ア 知事は、この条例の施行に必要な限度において、空家等の所有者その他の関係者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。
- イ 知事は、(18)の施行に必要な限度において、当該職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地にある物件を調査させることができるものとする。
- ウ イにより立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないものとする。
- エ イによる立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものとする。
- (24) 財政上の措置等（第24条関係）
- 県は、空家等活用促進特別区域における空家等の活用を促進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(25) 補則（第25条関係）

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

(26) 空家等活用特区審議会（第26条関係）

ア 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する重要事項を調査審議するため、空家等活用特区審議会を置くものとする。

イ 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(ア) (10)ア（(11)において準用する場合を含む。）による空家等活用促進特別区域の指定又は変更に関すること。

(イ) (ア)に掲げるもののほか、空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する重要事項に関すること。

ウ 審議会の委員は、空家等の活用について知識経験を有する者のうちから知事が委嘱するものとする。

エ アからウまでに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 附属機関設置条例の一部改正

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務を担当するため、審議会を設置する（第1条関係）。

(3) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

審議会の会長及び委員の報酬及び費用弁償について定める（第1条、別表第1及び別表第2関係）。

(4) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正

この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものを各市町が、この条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるものを各市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市、川西市及び三田市を除く。）が処理することとする旨の規定を設ける（本則の表83の4の部関係）。

ア 2(12)アの通知に関する事務

イ 2(12)イからエまでの届出の受理に関する事務

ウ 2(12)オ又は(13)アによる空家に関する情報の提供に関する事務

エ 2(17)の認定に関する事務

オ 2(18)アの指導に関する事務

カ 2 (18)イの勧告に関する事務

キ 2 (18)ウの命令に関する事務

ク 2 (18)エの公表に関する事務

ケ 2 (23)アの報告の徴収に関する事務

コ 2 (23)イの立入調査に関する事務

サ 条例の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの

(5) 都市計画法施行条例の一部改正

都市計画法に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為及び都市計画法施行令に規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設は、別に条例で定めるもののほか、都市計画法施行条例に定めるところによるものとする（第7条及び第9条関係）。

第41号議案 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

1 制定の理由

- (1) 現在、普通県営住宅への入居の際には、現に同居し、又は同居しようとする親族がある旨の要件（以下「同居親族要件」という。）を満たすことを原則とし、60歳以上の者、障害者等については、同居親族要件の適用対象から除外している。
- (2) 今般、社会情勢の変化に伴い、60歳未満の単身者が住居を確保することが困難になっていることから、単身者が普通県営住宅に入居できるよう同居親族要件を廃止する等所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

- (1) 普通県営住宅に入居することができる者の要件（以下「入居要件」という。）から同居親族要件を削除する（第7条関係）。
- (2) (1)に伴い、現に同居し、又は同居しようとする者がある場合においては、これらの者が親族であることを入居要件とする（第7条関係）。
- (3) (1)及び(2)に伴う規定の整備を行う（第8条から第10条まで、第38条及び第52条の2並びに改正前の附則第5項から第11項まで関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

2に伴う必要な経過措置を定める。

第42号議案 建築基準条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 建築基準条例は、建築基準法及びこれに基づく命令に定める建築物の敷地、構造、高さ及び建築設備並びに建築物又はその敷地と道路との関係の基準について、安全上、防火上及び衛生上必要な基準を付加しており、日影による中高層の建築物の高さの制限（以下「日影規制」という。）について、日影規制の対象となる区域（以下「対象区域」という。）及び日影を生じさせる時間の上限を定め、敷地境界線から一定の範囲に、一定時間以上の日影を生じさせないよう規制している。
- (2) このたび、日影規制について、地域の発展に資する開発整備、近年の共働き世帯の増加等を踏まえた良質な都市型住宅の整備等のまちづくりのニーズに的確に対応するため、市町の意見を踏まえて知事が指定する区域を対象区域から除くことができるよう、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

(1) 日影規制の合理化（第2条の2関係）

ア 地区計画等の区域（地区整備計画等が定められている区域に限る。）その他これに準ずる土地利用に関する計画が定められた区域（以下「地区計画等の区域等」という。）のうち土地利用の状況等を勘案して知事が指定する区域は、対象区域から除くものとする。

イ 知事は、アの指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。

ウ 市町長は、知事に対し、当該市町の区域内の地区計画等の区域等のうち対象区域から除くことが適当であると認める区域について、アの指定をすることを申し出ることができる。

(2) その他規定の整備を行う（第27条の8関係）。

3 施行期日

令和4年4月1日。ただし、2(2)は公布の日とする。

第43号議案 都市計画法施行条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 都市計画法施行条例（以下「条例」という。）では、都市計画法（以下「法」という。）に基づき、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域において、特例的に開発行為及び建築物の新築等（以下「開発行為等」という。）を行うことができる区域及び建築物の用途を定めており、都市計画法施行令（以下「政令」という。）に基づき、市街化調整区域において開発行為等を行うことができる区域として条例で定める区域（以下「条例指定区域」という。）には、^{いっ}溢水、^{たん}湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域を含まないこととしている。
- (2) このたび、近年の自然災害の頻発及び激甚化による市街化調整区域内での被害の多発を受けて法及び政令が改正され、条例指定区域を定める際に災害の防止その他の事情を考慮することが明確化されるとともに、条例指定区域には、原則として災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域及び浸水想定区域（以下「政令除外区域」という。）を含まないこととされた。
- (3) 県は、地域活力の維持に資するまちづくりを推進していく必要があることから、(2)の法及び政令の改正を踏まえ、住民の生命の安全と経済活動のバランスに配慮して、条例指定区域に係る基準を見直すこととし、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

- (1) 条例指定区域には、政令除外区域（災害による被害の軽減を図るための安全上又は避難上の対策が実施されていると認められる土地の区域を除く。）を含まないものとする（第4条及び第7条から第9条まで関係）。
- (2) 市街化調整区域において開発行為等を行うことができる建築物の用途として条例で定めている世帯分離のための住宅、既存集落における住宅等の建築物については、従前どおりの区域において開発行為等を行うことができるとし、政令除外区域のうち、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域（災害による被害の軽減を図るための安全上の対策が実施されていると認められる土地の区域を除く。）を含まない土地の区域において開発行為等を行うことができるものとする（第7条及び第9条関係）。
- (3) その他規定の整備を行う（別表第2関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

2(1)は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに指定される土地の区域について適用し、施行日前から引き続き指定されている土地の区域については、なお従前の例によるものとする。

令和4年度 事件決議

第47号議案 流域下水道事業についての市町負担額の決定

流域下水道の管理に要する経費の一部を次のとおり市町の負担とする。

名 称	市 町 名	負 担 額
武庫川流域下水道 (上流処理区)	神 戸 市 西 宮 市 三 田 市	当該年度の実維持管理費を当該市の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
武庫川流域下水道 (下流処理区)	尼 崎 市 西 宮 市 伊 丹 市 宝 塚 市	1 汚水処理経費 当該年度の計画維持管理費を計画流入水量（分流式、合流式により補正）で除した額に当該市の当該年度の流入水量を乗じて得た額（以下「予定負担額」という。）に、当該年度の実維持管理費から各市の予定負担額合計を減じて得た額を各市の予定負担額の比率により按分して得た額及び下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額 2 雨水処理経費（尼崎市、西宮市、伊丹市） 雨水処理経費に当該市の雨水計画処理面積比を乗じて得た額
揖保川流域下水道 (揖保川処理区)	姫 路 市 た つ の 市 宍 粟 市 太 子 町	当該年度の計画維持管理費（水質により補正）を計画流入水量で除した額に当該市町の当該年度の流入水量を乗じて得た額（以下「予定負担額」という。）に、当該年度の実維持管理費から各市町の予定負担額合計を減じて得た額を各市町の予定負担額の比率により按分して得た額及び下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
加古川流域下水道 (上流処理区)	神 戸 市 西 脇 市 三 木 市 小 野 市 加 西 市 加 東 市	当該年度の実維持管理費を当該市の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
加古川流域下水道 (下流処理区)	加 古 川 市 高 砂 市 稲 美 町 播 磨 町	1 汚水処理経費 当該年度の実維持管理費を当該市町の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額 2 雨水処理経費（加古川市）
猪名川流域下水道 (原田処理区)	伊 丹 市 宝 塚 市 川 西 市 猪 名 川 町	実維持管理費に計画流量と幹線管渠の延長で算出した当該市町の負担率を乗じて得た額に下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額

第55～57号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
<small>つなこうしづき</small> 津名港志筑来訪船舶棧橋	淡路市生穂新島8番地 淡路市 淡路市長 <small>かど やすひこ</small> 門 康彦	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
〔指定理由〕 当該施設は淡路市が管理運営する津名港ターミナルビルに隣接しており、同市が一元的に管理を行い、同施設と密接に連携することにより、適切で効率的な管理運営が期待できる。		
<small>あいおいこうなば</small> 相生港那波旅客来訪船舶棧橋	相生市那波南本町8番55号 株式会社あいおいアクアポリス 代表取締役社長 <small>たぐち はるき</small> 田口 晴喜	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
〔指定理由〕 本施設は株式会社あいおいアクアポリスが管理運営する道の駅あいおい白龍城（ペーロンジョウ）に隣接しており、同社が一元的に管理を行い、同施設と密接に連携することにより、適切で効率的な管理運営が期待できる。		
<small>ひがしはりまこう</small> 東播磨港小型船舶係留施設	西宮市西宮浜1丁目46番地1 特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会 理事長 <small>なかじょう ひろよし</small> 中条 博義	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
〔指定理由〕 東播磨港は、日本有数の漁業の盛んな地域として、周辺に多くの漁業関連施設等が立地しており、当該施設の管理運営にあたっては、漁業の妨げとならないための配慮や、相互に安全な航行を行うためのルールづくりなど、周辺の住民や漁業者など地元関係者と共存するための綿密な調整及び連携が不可欠である。 特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、県行政に協力した放置艇対策関連事業のほか、海洋性レクリエーションの振興等に取り組んでいる団体であり、これまでの取組みを通じて、周辺の住民や漁業者など地元関係者との間で強固な信頼関係を築くとともに、管理運営に必要な豊富なノウハウを蓄積しており、当該施設の円滑な管理運営が可能な唯一の団体であると認められる。		

閉会中の継続調査事件一覧

令和3年度

建設常任委員会

件名	項目	調査理由
1 交通基盤等の整備について	1 道路整備について 2 公共交通・航空ネットワークの整備・推進について	県民生活を支える交流基盤づくりを推進するため、道路、公共交通・航空ネットワークの整備等について調査する。
2 安全・安心な県土づくりについて	1 河川・砂防事業について 2 下水道の整備について 3 港湾・海岸事業について	災害に強く、安全で安心して暮らすことができる県土づくりを推進するため、河川・砂防事業、下水道、港湾・海岸事業の整備等について調査する。
3 魅力あるまちづくりについて	1 都市政策について 2 都市計画行政について 3 市街地整備事業について 4 都市公園の整備について	成熟社会にふさわしい、安全・安心で魅力あるまちづくりを推進するため、都市政策、都市計画行政や、市街地整備事業の推進、都市公園の整備等について調査する。
4 快適な住まいづくりについて	1 住宅政策について 2 建築指導行政について	安全・安心で、元気に暮らせる快適な住まいづくりを推進するため、住宅政策や建築指導行政等について調査する。
5 企業庁事業の推進について	1 水道・工業用水道事業について 2 地域整備事業等について	県民生活と産業活動を支える水資源等の安定供給を図るため、水道用水供給事業、工業用水道事業等について調査する。 また、産業活力の導入、まちのにぎわいづくりの推進を図り、地域創生を推進するため、地域整備事業及び地域創生整備事業について調査する。